

仕 様 書

第1 委託件名

令和6年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（介護職支援コース）に係る
就労支援業務委託契約

第2 目的

本件の委託業務は、住居を喪失し、不安定な就労状況にある者若しくは離職中の者（以下「事業対象者」という。）に対し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談等を実施するために設置されたサポートセンターにおいて、介護分野への就労支援を行うことにより、事業対象者の自立した安定的な生活の促進を図ることを目的とする。

第3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第4 履行場所

東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
東京都健康プラザハイジア3階

第5 開所時間

月曜日から金曜日まで：午前9時から午後6時まで

ただし、利用者からの申し出により個別に相談対応の必要があると判断した場合には、個別に相談ブースを開所することができる

第6 業務内容

本件の委託業務は、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業実施要綱（平成23年3月9日付22福保生第923号福祉保健局長決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、以下に掲げる事項とする。

受託者は、事業対象者への就労支援を行う厚生労働省が実施するホームレス等就業支援事業の受託団体、東京労働局及び住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業における生活相談や居住支援業務（以下、「本体業務」という）受託者並びに東京都福祉人材センター（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第93条及び東京都福祉人材センター運営要綱（平成3年6月28日付3福福地第215号福祉局長決定）に基づき社会福祉事業への就業の援助等を行っている機関）と綿密な連携を図りつつ、以下の業務を行う。

- （1）事業対象者への介護職場に関する情報提供の実施
- （2）事業対象者に対し適切な就労支援を実施するための利用者登録の受付等
- （3）本体業務受託者と十分な連携を行いながら事業対象者の就労に関するニーズを適切に

把握し、介護分野への就業等に係る相談援助の実施

- (4) 事業対象者に対して介護分野の求人情報の提供及び就業あっ旋（職業安定法第33条に規定する無料職業紹介）の実施
- (5) 事業対象者の生活状況等に応じた、面接会場への同行等を含む就職活動支援
- (6) 事業対象者に対する介護分野に係るガイダンス（月1回程度）及び就職面接会の開催（当該面接会に参加する求人事業所の開拓・調整を含む）（年12回程度）
- (7) 事業対象者の就職後半年間、事業対象者に対する定期的な就労状況の確認、職場定着及び生活の安定化に向けた支援
- (8) 就職した者に対する職場定着に関する相談応需、助言等業務
- (9) 東京都福祉局、本体業務受託者、東京都福祉人材センター、ハローワーク等、関係各機関との連絡調整
- (10) 求人開拓や介護職場への就労あっ旋に係るセミナー等の各種取組について、東京都福祉人材センターと連携した業務の実施
- (11) 事業対象者が就職した事業所への定期的な往訪又はヒアリングの実施（年1回程度）
- (12) その他上記の各項目に付随する各種業務

第7 遵守義務

受託者は、委託業務の履行に当たっては、要綱によるほか、この契約及びこれに基づく委託者からの指示に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の承諾なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8 個人情報の適正管理

受託者は、その保管又は使用に係る個人情報について、適正に管理しなければならない。

- 2 本事業を実施する際の個人情報の取扱いについては、別添1「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によることとする。

第9 一括再委託の禁止・権利譲渡等の禁止

受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

第10 職員の任免

受託者は、委託業務に係る職員を任免したときは、その都度委託者に報告しなければならない。

第11 委託業務の執行

受託者は、委託者が定める事業内容に基づき、委託業務を執行するものとする。

- 2 受託者は、本契約締結後、速やかに事業計画書（別記第1号様式）を提出し、委託者の承認を受けなければならない。

第12 委託料

委託者は、受託者に対し、委託業務の執行に要する経費として、別表1に定める基準により委託料を支払うものとする。

- 2 受託者は、委託者の承認なく、事業費と人件費を相互に流用することはできない。
- 3 委託料の請求は、本委託契約の履行完了後、受託者から提出された完了届の検査に合格したのちに受託者から請求書の提出を行うことにより行う。ただし、受託者の財務状況等を鑑み、都が適切と判断した場合には、受託者は、「第11 委託業務の執行」の2に定める事業計画の承認を受けた後、委託者に対して、第1項に定める委託料の請求を別表2の請求区分に基づき請求書（別記第4号様式）により概算で請求を行うことができるものとする。
- 4 委託者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 5 受託者が概算払いにより委託料を受け取る場合、当該委託料を本件事業に係る委託に要する経費以外に流用してはならない。
- 6 委託料により生ずる果実は、委託者に帰属する。

第13 会計

受託者は、委託料を受託者が行う他の事業と経理を明確に区分するとともに、会計処理に当たっては、経理内容が明らかになるように処理しなければならない。

- 2 受託者は、本契約締結後速やかに、予算内容を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、契約期間満了後30日以内に、決算内容を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 受託者は、前項の承認を受けた場合に、既にその額を超えて委託料を受領しているときは、超えた額の委託料を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、経理帳簿を契約期間満了後5年間保管しなければならない。

第14 委託料の精算

受託者が「第12 委託料」の3により委託料の支払を受けたときは、各四半期終了後速やかに精算書（別記第5号様式）を提出し、精算残金を生じたときは、当該額を委託料次期分割概算払い額に追加して執行することができる。

- 2 会計年度終了後、精算残金を生じたときは、受託者は、これを速やかに返納しなければならない。

第15 特別報告

受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、応急措置を執るとともに、直ちにその状況を委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 非常災害その他の事故により、委託業務の遂行が困難になったとき。
- (2) 前号のほか、委託業務の遂行に支障を来すような異例の事態が発生したとき。

第16 実施状況の調査等

委託者は、受託者に対し、必要に応じて委託業務の実施状況について説明若しくは報告を求め、帳簿その他の関係書類を閲覧し、又は調査することができる。

- 2 前項の報告等により改善すべき事項が生じたときは、その改善のため、委託者は、受託者に対して必要な指示をすることができる。

第17 物品

受託者が受託期間中に委託者から支払われた委託料により購入した物品は、委託者に帰属するものとする。

- 2 受託者が受託期間中に委託契約の履行のため、履行場所に受託者の所有する物品の設置等を行った場合については、別途定めるところにより委託者に報告しなければならない。当該物品の管理保全については、受託者の責任において行うものとする。
- 3 受託者は、物品の保全管理については、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- 4 受託者は、物品管理に必要な帳簿を備え、整理しなければならない。
- 5 物品の管理事務に関しては、本条に定めるほか、別記「物品の取扱要領」によるものとする。

第18 成果物の所有権

受託者が委託業務により作成した成果物の所有権は、委託者に帰属するものとする。

第19 著作権の取扱い

受託者が、委託業務により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。

- 2 受託者が、委託業務を行うに当たり、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

第20 賠償責任

受託者は、委託業務に関し、その責めに帰すべき事由により、委託者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

第21 協議事項

この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

第1章 総則

(秘密等の保持及び個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

3 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）第2に定める管理体制及び東京都福祉局が定める安全管理基準（別添）と同等以上の水準により個人情報を保護し、これを疎明する書面を、あらかじめ東京都に届け出なければならない。ただし、希望申請時に契約部署において、これを確認している場合等は、疎明する書面の提出を省略することができる。

4 専用設備等の物理的・技術的措置を要する場合、受託者は、東京都から別に指示がある際には、その事項を遵守しなければならない。

5 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日）において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第2条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等が施される場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、受託者が東京都以外の第三者から個人情報等を取得する場合、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その

内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するに当たって、必要に応じ、目録B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第2章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第3条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第4条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、特定個人情報と同等の水準により管理すべき個人情報がある場合、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第2条第5項及び第8項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、東京都は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。また、受託者は、目録C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ東京都に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、特定個人情報等と同等の水準により管理すべき個人情報がある場合、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期的に及び必要に応じ随時に監査

する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、東京都は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第7条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

- (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第 25 条等に基づく監督方法
- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも 1 回は第 6 条第 1 項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第 8 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第 9 条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

- 第 10 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。
- 2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。
 - 3 受託者は、第 1 項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
 - 4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第 1 項の個人情報等を作業場所から持ち出

してはならない。

- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第11条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

（令和5年12月版）

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第4条の規定によりその役割を果たすべき者として東京都に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

（漏えい等発生時の対応）

第12条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表に当たって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

（立入調査等）

第13条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査すること

ができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行う場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

（契約の解除）

第14条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

（損害賠償等）

第15条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第12条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第12条第1項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という。）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第1条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって東京都に損害が生じた場合、受託者は東京都に対して違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払う義務を負う。
- 5 東京都に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、東京都は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

6 営業秘密に該当する場合、第1条第3項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて東京都が損害を被った場合には、東京都は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第4条及び第5条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（その他）

第16条 受託者は、東京都福祉局が定める安全管理基準（別添）及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第17条 第15条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

第18条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、派遣元の雇用する労働者を、東京都の指揮命令下において個人情報の取扱いに従事させる場合には、東京都提供個人情報等一覧その他個人情報の取扱いについて受託者が書面により提出しなければならない届出等の一部を省略することができる。

福祉局保有個人情報安全管理基準

5 福保総総第477号

令和 5 年 7 月 1 日

第 1 趣旨

この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号）及び東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）の規定に基づき、福祉局における保有個人情報の適正な管理のために必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 法令等の遵守

職員は、保有個人情報の保護に関し、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号。以下「法施行条例」という。）
- (3) 東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号。以下「要綱」という。）

第 3 定義

この基準において使用する用語は、法及び東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）において使用する用語の例による。

第 4 情報処理システムにおける技術的安全管理措置

保有個人情報を記録した情報処理システムの安全確保については、東京都サイバーセキュリティ基本方針、東京都サイバーセキュリティ対策基準、福祉局サイバーセキュリティ安全管理措置、各システムのサイバーセキュリティ実施手順及び福祉局部門サーバ等情報セキュリティ実施手順による。

第 5 各課において保有個人情報を取り扱う事務

- (1) 課及び課に相当する室又は所（以下「課」という。）においては、別紙様式 1 に従い、保有個人情報を取り扱う事務のリストを整備する。
- (2) 個人情報管理責任者は、前項に基づきリストを作成又は改正したときは、総務部総務課長に報告する。
- (3) 保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止するときは、法施行条例第 3 条の規定に基づき登録簿の備付け、又は更新を行う。

第 6 管理体制・個人情報管理責任者の役割

要綱第 2 の 3 の規定による個人情報管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）は、以下の安全管理の基準に基づき、保有個人情報の保護について厳重、適正な管理を行う。

（管理体制）

- (1) 個人情報管理責任者は、課における保有個人情報及び保有個人情報を記録した公文書（以下「保有個人情報等」という。）の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指導する。

(管理状況の点検)

- (2) 保有個人情報等の安全管理を厳格に行うため、個人情報管理責任者は、保有個人情報の収集及び利用並びに保有個人情報等の保管及び廃棄の状況（以下「保有個人情報等の管理状況」という。）について、毎年度 1 回以上、点検を行う。

(是正措置)

- (3) 職員は、保有個人情報等の管理状況に関して問題となる事案が発生した場合には、直ちに個人情報管理責任者に報告し、個人情報管理責任者は、保有個人情報等の管理状況に不適切な点があると認めるときには、直ちに是正措置を講ずる。

(教育研修)

- (4) 個人情報管理責任者は、個人情報が都民の生活に直接かかわる大切な財産であることを認識し、職員に対して、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理等に対する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な啓発その他、教育研修を行う。

(事故対応)

- (5) 職員は、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し、保有個人情報に係る不正アクセス、虚偽記載、改ざん若しくは不適正な消去若しくはその他保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「保有個人情報に係る事故」と総称する。）が発生した場合又は発生のおそれがある事象を把握した場合には、直ちに個人情報管理責任者に報告する。
- (6) 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事実関係を調査した上で、別紙様式 2 により、要綱第 2 の 2 の規定による個人情報保護責任者（以下「部等の長」という。）、総務部長及び福祉局長に報告するとともに、事故の対象となった保有個人情報の本人への対応及び事案の公表等の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じる。
- (7) 個人情報管理責任者は、(5) で把握した事象のうち、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）第 43 条各号に該当するものについては、個人情報保護委員会に報告する。
- (8) 個人情報管理責任者は、(6) の措置を講じた後、速やかに事故の原因を調査して再発防止対策を講じるとともに、これらの内容について、別紙様式 2 により、部等の長、総務部長及び福祉局長に報告する。
- なお、事案の内容、影響等に応じて、その後の経過及び再発防止策等を公表する。
- (9) 総務部長は前項の報告を受けた場合は、再発防止策の確実な実施に努めるよう、必要に応じて文書による指示を行う。

第 7 保有個人情報等の安全管理措置

個人情報管理責任者は、保有個人情報に係る事故がないように、次の事項について、所属職員を指導するほか必要な措置を講ずる。

(保有個人情報等の分類)

- (1) 個人情報管理責任者は、機密性の視点から、法施行条例第 3 条の規定に基づき登録簿の備付け、又は更新を行った事務を別紙「機密性区分指針」を参考に、機密性レベル 1 の事務又は機密性レベル 2 の事務に分類する。なお、一の事務中に機密性レベル 1 及び 2 の保有個人情報の記録項目を含む場合は、機密性レベル 1 の事務とし、又は機密性レベルごとに事務を細分して分類する。
- (2) 個人情報管理責任者は、前項により分類した各事務の機密性レベルを第 5 (1) に基づき作成するリストに記録する。

(収受等)

- (3) 各課において職員は、機密性レベル 1 の保有個人情報を含む文書（以下「機密性レベル 1 の

文書」という。)で、かつ法令に基づく申請又は届出文書を収受したときは、収受簿の作成、文書総合管理システム等への入力、収受の起案等の方法により、収受年月日、収受文書名等、収受の事実を記録しなければならない。

(保管等)

- (4) 職員は、退庁時に保有個人情報を記録した公文書を個人情報管理責任者が指示する保管庫等に保管し、必ず施錠しなければならない。

また、保管庫の鍵等は、関係職員以外の者が使用できないよう、安全な場所に保管しなければならない。

- (5) 職員は、事務の遂行上必要な場合を除き、保有個人情報等を複製してはならない。

- (6) 職員は、保有個人情報を記録した公文書を机上等に放置してはならない。

また、関係職員以外の者が保有個人情報を知ることができないよう、常に留意しなければならない。

(保有個人情報等の庁舎外への持ち出し等)

- (7) 職員は、保有個人情報を含む文書を庁舎外に持ち出し又は送付（通信回線を利用した送信を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務上やむを得ず庁舎外に持ち出し又は送付するときは、個人情報管理責任者の許可を得るものとする。

- (8) 前項ただし書きの規定により、文書を持ち出した場合には、個人情報管理責任者が返還を確認する。

- (9) 前記(7)ただし書きの規定により送付を行ったとき（機密性レベル1の文書に限る。）は、原則として、郵便局等が発行する帳票、送付先からの回答文書等により、送付先に届いたことを確認する。

- (10) 前記(7)に基づき許可を得る事務は、原則として第5(1)により作成した保有個人情報を取り扱う事務の名称単位とする。ただし必要に応じ、細分化し又は複数の単位を一括して許可することができる。

- (11) 職員は、保有個人情報等を庁舎外に持ち出す場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、保有個人情報等の運搬に当たり、次の各号を遵守しなければならない。

ア 原則として、盗難又は紛失等を防止することができる形状、機能を持つ鞆などに収納すること。

イ 保有個人情報を記録した公文書を常に肌身離さず携帯し、移動経路は必要かつ最小限のものとする。

ウ その他個人情報管理責任者が指示した安全対策を講じること。

- (12) 前項の規定は、庁舎内において保有個人情報等を運搬する場合に準用する。

- (13) 庁舎外に持ち出した保有個人情報等を、事務の遂行上やむを得ず、庁舎外で保管する場合、当該職員は、保有個人情報に係る事故を防止するための必要な措置を講じなければならない。

- (14) 職員は、保有個人情報等を送付する場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、次の各号を遵守しなければならない。

ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

ウ その他個人情報管理責任者が指示した安全対策を講じること。

- (15) 職員は、T A I M S 端末利用基準（令和2年6月30日付2戦I情第578号）に規定するT A I M S 個人端末を庁舎外に持ち出し、庁舎外において情報処理作業を行う際は、保有個人情報に係る事故を防止するため、T A I M S 端末利用基準第2.4の規定を遵守しなければならない。

(保有個人情報等の消去又は廃棄)

- (16) 個人情報管理責任者は、保有個人情報等が不要となった場合には、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、消去又は廃棄を行う。なお、保有個人情報等の消去又は廃棄を委託して行う場合には、職員が立ち会うなどの方法により、適切に消去又は廃棄したことを確認する。
 - (17) 各課において、廃棄した文書の名称、廃棄方法、廃棄年月日等について記録しなければならない。
- (保有個人情報の提供時の措置要求等)
- (18) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、当該提供先に対して安全確保の措置を要求し、必要があると認めるときは、実地調査等により当該措置状況を確認し、所要の改善要求等を行う。
 - (19) 個人情報管理責任者は、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項各号に該当する場合を除き、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えて、保有個人情報を都の機関等以外のものへ提供してはならない。
 - (20) 情報処理システムにおける保有個人情報を印刷等により紙文書とした場合の持ち出しについては、第 4 の規定を準用することができる。その場合において、前記(1)から(3)まで、(7)から(10)までの規定は適用しない。
 - (21) 個人情報管理責任者は、総務部総務課長に協議の上、第 5(1)及び第 7 の規定に準じる独自の基準等を策定することができる。

第 8 委託に伴う措置

- (1) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該契約又は協定（以下「委託契約等」という。）の締結等に当たり、次の各号に掲げる事項について、取り決めるを行う。
 - ア 取り扱う個人情報、受託者若しくは指定管理者又は東京都のうちのいずれの保有に属するのか、その範囲を明らかにする事項
 - イ 安全管理、秘密の厳守等の受託者又は指定管理者（以下「受託者等」という。）が保有個人情報保護について遵守すべき事項（要綱第 7. 4 で、契約書等に記載することと規定されている事項）
 - ウ 再委託に関する事項
- (2) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を適切に管理する能力を有しないものを受託者等として選定することがないように、前項に規定する事項について、あらかじめ仕様書等に明記するとともに、必要に応じて職員に調査を行わせる。
- (3) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を取り扱う事務の再委託について、再委託を受ける者が保有個人情報を適切に管理する能力を有することを確認できた場合に限り認めるものとする。その場合は、保有個人情報の取扱いに係る態様について東京都が十分管理できるよう、再委託の内容及び再委託先等について、東京都の承諾をあらかじめ求める等の適切な再委託先を選定するために必要な措置をとり、その旨を具体的に委託契約書等に明記する。
- (4) 個人情報管理責任者は、受託者等が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか、また、受託者が再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等を職員に監督させるなど、受託者等及び再委託を受けた者に対する必要な監督を行う。
- (5) 個人情報管理責任者は、受託者等において保有個人情報の消去又は廃棄が行われるときは、職員が立ち会うなどの方法により、消去又は廃棄したことを確認する。
- (6) 個人情報管理責任者は、受託者等に個人情報記載文書等を搬送する必要がある場合は、保有個人情報に係る事故を防止するための必要な措置を講じる。

- (7) 個人情報管理責任者は、受託者等に個人情報記載文書等を受け渡すときは、授受簿等を定めて職員にその都度受渡しの確認を行わせる。
- (8) 電子情報処理委託については、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書を用い、又は、特記仕様書の事項を委託仕様書に記載する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日 5 福保総総第 477 号）
この基準は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

目録 A 東京都提供個人情報等一覧（東京都→受託者）

[illegible]

※ 要配慮個人情報を含む場合は、その件数（本人の数）及び法における区分を記載（例：100件、病歴）

目録B 受託者取得個人情報等一覧（受託者→東京都）

[illegible]

※ 要配慮個人情報を含む場合は、その件数（本人の数）及び法における区分を記載（例：100件、病歴）

目録 C 特定個人情報同等水準管理情報一覧（要監査情報）

[illegible]

※ 要配慮個人情報を含む場合は、その件数（本人の数）及び法における区分を記載（例：100 件、病歴）

別表 1

区 分	基 準 額	対 象 経 費
人件費	円	必要な人員を配置するために必要な給与、諸手当等 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
事業費	円	事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及賃借料並びに公課費
合 計	円	

別表 2

請求区分	第 1 四 半 期 4 月 ～ 6 月	第 2 四 半 期 7 月 ～ 9 月	第 3 四 半 期 1 0 月 ～ 1 2 月	第 4 四 半 期 1 月 ～ 3 月
------	------------------------	------------------------	----------------------------	------------------------

令和6年度 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業計画書

第1号様式
1 総括表

予 算 額	事 業 費 人 件 費 総 計
事業方針及び 具体的な取組	

2 (1) 実施体制等

運営主体(委託先)						
所 在 地						
I 事業 実施 体制	1 組織状況(委託業務に係る職員のみを記入し、職員の設置状況を明らかにすること。)					
	2 職員の設置状況(上記の表と合計が一致するように記入すること。) 人件費 千円					
	勤務形態	合計	担当者の内訳			* 非常勤職員は嘱託、賃金職員 * 主担当の人数を記入
	常 勤					
	非常勤					
II 関係 機関 等 との 連 携 方 法	機関等名(名称)		連携方法(方法、実施回数等)			

2(2) 経費内容

積算(予算)内訳		合計	千円
事業名	積算内訳(円)	計	千円

令和6年度 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業執行状況報告書

第2号様式

[illegible]

令和6年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業実績報告書

第3号様式
1 総括表

予 算 額	事 業 費 人 件 費 総 計
令和6年度の現状と 反省点など	
団体との連携状況	連 携 状 況

2（1）事業内容

事業項目	事業名及び内容
	※回数、期間、件数等を含め記入すること。

2(2) 事業実績

決算額		合計	千円
事業名	決算内訳 (円)	計	千円

請 求 書

金 円

ただし、令和 6 年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業に係る委託料第 四半期分として

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名 印

東京都知事 殿

別紙

請 求 金 額 内 訳

(単位：円)

区 分		今期所要見込額	前期繰越額	差引請求額
人 件 費				
事 業 費				
合 計				

精 算 書

金 円

		金 額
委託料受領額 (A)		
	前期繰越額	
	今期受領額	
精算額 (B)		
差引繰越(返還)額 (A-B)		

令和6年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業に係る委託料第 四半期分を、上記のとおり精算します。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

印

東京都知事 殿

別紙

精 算 内 訳

(単位：円)

区 分		収 入 額	支 出 額	繰越(返還)額
人 件 費				
事 業 費				
合 計				

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業実施要綱

平成 23 年 3 月 9 日
22 福保生生第 923 号
平成 24 年 3 月 26 日
23 福保生生第 1010 号一部改正
平成 25 年 3 月 29 日
24 福保生生第 777 号一部改正
平成 27 年 3 月 31 日
26 福保生生第 1008 号一部改正
平成 28 年 3 月 31 日
27 福保生生第 747 号一部改正
令和 2 年 1 月 27 日
31 福保生地第 1588 号一部改正
令和 4 年 3 月 15 日
3 福保生地第 1724 号一部改正

第 1 目的

本事業は、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者（以下「事業対象者」という。）に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談等（以下「サポート事業」という。）を実施することにより、住居喪失不安定就労者及び離職者の自立した安定的な生活の促進を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。

第 3 サポート事業の対象者

事業対象者は、次に掲げる（１）から（７）までのいずれにも該当する者とする。また、第４の（４）の介護職資格取得支援については、（１）から（７）までに加えて、（８）から（１４）までのいずれにも該当する者とし、該当する者が同一の世帯に複数いる場合は、そのうち１名のみを対象とする。

- （１）住居を喪失した不安定就労者、離職者等であって、サポート事業の支援を受けることにより、自立した安定的な生活を営めることが期待できること。
- （２）日本国籍を有するもの、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める法定特別永住者又は難民の地位に関する条約（昭和 56 年条約第 21 号）第 1 条又は難民の地位に関する議定書（昭和 57 年条約第 1 号）の規定による難民であること。
- （３）サポート事業の支援を受けるに当たり、当該支援を受けることとなる日以前において、東京都内での住民登録又は生活期間が直近 6 か月以上あること。
- （４）活用できる資産がないこと。また、土地及び建物を所有していないこと。
- （５）在学中でないこと。
- （６）路上生活者対策事業実施大綱第 2 に定める事業及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144

号)に基づく保護の支援対象とならない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
- (8) (1)のうち解雇・雇い止めによる離職者等であり、住居喪失状態又は住居喪失状態となるおそれのあること。
- (9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第13条に規定される基本手当の受給資格を満たすものではないこと。
- (10) 支援を受ける日以前に離職し、離職前に世帯の生計を維持していたこと。
- (11) 申込み時点において、年齢が18歳以上65歳未満であること。
- (12) 介護職員初任者研修を取得し就労する意欲があること。
- (13) 都内所在の職場において、介護職として就職を目指す意欲があり、自立した安定的な生活を営める健康状態にあること。
- (14) 目的を同じくする他の公的制度を利用していないこと。

第4 サポート事業

サポート事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

(1) 生活支援

- ア サポートセンターにおける事業対象者への事業説明、生活相談等
- イ アウトリーチ(女性のアウトリーチを含む。)における事業対象者への事業説明及び生活相談等
- ウ 事業対象者ごとの課題整理
- エ 事業対象者のうち、本事業に加え他の支援が必要な者への関連施策及び関係機関の情報提供
- オ サポート事業による民間住宅入居以後又は介護職への就職以後の事業対象者に対する生活及び健康相談(アフターフォロー)
- カ 事業対象者に対する必要に応じた健康診断の実施

(2) 居住支援

- ア 事業対象者に対する住居に関する相談対応
- イ 事業対象者の居住に供するための民間住宅の情報収集及び情報提供
- ウ 賃貸借契約締結手続に関する助言及び保証人確保等の支援
- エ 事業対象者に対する以下の内容による一時利用を目的とした住居(一時利用住宅)の確保と提供
 - (ア) 利用に当たっては利用適性判定を実施する。
 - (イ) 契約方式は利用契約による。
 - (ウ) 利用期間は原則3か月以内とする。
 - (エ) 日を単位とした利用料を徴収する。
- オ 住宅情報提供システムによる都内の自立相談支援機関等への情報提供

(3) 就労支援

- ア 事業対象者に対する以下の内容による就労準備を目的とした支援(就労準備コース)の実施
 - (ア) 就労準備支援プログラムの作成・見直し

- (イ) 日常生活自立に関する支援
- (ウ) 社会生活自立に関する支援
- (エ) 就労自立に関する支援

イ 事業対象者に対する以下の内容による一般就労を目的とした支援（就職支援コース）の実施

- (ア) 求職登録及び就労支援に関する事業説明、個別相談
- (イ) 就業に係るニーズの把握、求職活動支援等
- (ウ) 臨時軽易な求人等の開拓
- (エ) 求人情報の提供及び求人に係る職業紹介
- (オ) 就職した者に対する職場定着に関する相談、助言等

ウ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく就労訓練事業及び就労準備支援事業（就労体験の機会の提供に限る。）の普及活動、連絡調整等

(4) 介護職資格取得支援（介護職支援コース）

ア 事業対象者に対する介護職員初任者研修課程の講座の提供及び資格取得に関する助言等の実施

イ 介護職員初任者研修課程の講座の提供に要する経費負担

(5) 技能資格取得支援

ア 事業対象者に対する就労に必要な労働者の技能資格の習得を目的とした講座の提供及び資格取得に関する助言等の実施

イ 技能資格講習の講座の提供に要する経費負担

(6) 資金貸付相談等

ア 資金貸付に関する相談及び助言

イ 資金貸付に関する手続支援

(7) 留意事項

ア サポート事業を運営する者は、区市等の自立相談支援機関、福祉事務所、就労支援を行う厚生労働省（ハローワークを含む。）、東京都福祉人材センターその他関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、事業対象者へサポート事業を行う。

イ サポート事業を運営する者は、事業対象者の同意を得た上で関係機関に情報を提供する。

ウ サポート事業を運営する者は、平成20年度から平成22年度までに東京都が実施した住居喪失不安定就労者サポート事業及び介護人材育成支援事業の事業対象者について、引き続き、第7に定めるサポートセンターにおいて継続的な支援を実施する。

エ サポート事業を運営する者は、事業対象者に対し、生活困窮者自立支援制度をはじめとする国や自治体等が行う公的制度等についても併せて説明を行い、事業対象者に適した支援の情報提供を行う。

第5 区市等の依頼に基づく支援

第4の(2)のア、イ、ウ及びオ、(3)のイ、(4)並びに(5)については、法に基づく都内の自立相談支援機関における支援調整会議において支援が必要と判断された生活困窮者であって、区市等から支援依頼された第3の要件を満たす者を対象に、実施することができる。この場合においては、第3の(3)に該当することを要しない。

第6 法に基づく事業の広域実施

第4の(2)のエ及び(3)のアについては、法に基づく都内の自立相談支援機関(それぞれ法に基づく「一時生活支援事業」又は「就労準備支援事業」を実施していない区市等に限る。)における支援調整会議において支援が必要と判断された生活困窮者であって、区市等から支援依頼され、かつ、東京都が支援決定した第3の要件を満たす者を対象に、それぞれ法に基づく「一時生活支援事業」及び「就労準備支援事業」として実施することができる。この場合においては、第3の(3)に該当することを要しない。

第7 サポートセンターの設置

サポート事業を実施する拠点相談所として、サポートセンターを東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号東京都健康プラザハイジア内に設置する。

第8 資金貸付

第4の(6)に定める資金貸付を行うに当たり、貸付金の種類、貸付金額、返済方法その他必要な手続については、別に定める。

第9 経費の支弁

サポート事業に要する経費は、東京都が支弁する。

第10 その他

この要綱に定めがない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。